ACSES ニュースレター_2396号 (2022年10月14日)

発行: NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク (ACSES) 事務局

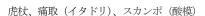
- 一目次(17 頁)—
- [1] 化学物質関係事故、事件関係
- ◇石膏製品の加工工場で火事 従業員た50人が避難 けが人なし 消火活動中 姫路市<放送報道>
- ◇自動車整備工場で火災約10台車燃える三重・鈴鹿市〈放送報道〉
- ◇その他の事故、事件
- ·食中毒事件一覧速報〈厚生労働省〉
- ・本学学生の水難事故について〈沖縄科学技術大学院大学〉
- ◇事故·事件対策、措置、訴訟等
- ・模倣品に関するトラブルにご注意! 令和4年10月から水際取締りが強化されました 〈国民生活センター〉
- ・トイレに隠しカメラ設置、知人女性盗撮の京都大生に執行猶予判決 京都地裁「手口巧妙、刑事責任軽くない」 〈新聞報道〉
- ・触るな危険…アカカミアリ、港で 200 匹見つかる〈Web 報道〉
- □大災害、原発事故対策

「福島原発事故〕

- ・食品中の放射性物質の検査結果について(1310報)(東京電力福島原子力発電所事故関連)〈厚生労働省〉 「原子力施設全般
- ・川内原発1・2号機、40年超え運転延長申請 首相方針表明後初めて〈新聞報道〉
- ・伊方原発事故に備え訓練、愛媛 住民ら約2万人参加〈Web 報道〉
- [2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

[状況]

- ◇省庁発表
- ◇マスコミ報道
- 「対策・予防]
- ◇省庁発表
- ◇ワクチン、検査薬、治療薬等



- ◇マスコミ報道
- [3] 物品の消毒・殺菌を目的とする消毒剤たる医薬部外品の製造販売承認申請の取扱いについて(令和4年10月4日薬生薬審発1004第2号)〈厚生労働省〉
- [4] GHS
- ◇国連 GHS 文書 改訂第 9 版 (2021 年) を掲載しました。〈経済産業省〉
- ◇官民連携 GHS 分類情報収集プロジェクト及び受付サイト<製品評価技術基盤機構>
- [5] 健康安全
- ◇保険証、24年秋にマイナンバーカードと一体化 政府発表〈新聞報道〉
- ◇大企業健保の負担増検討、厚労省 65~74 歳医療費で法改正へ〈Web 報道〉
- ◇環境疫学研究による PM2.5 と妊娠糖尿病との関連性についての知見〈国立環境研究所〉
- [6] 農薬
- ◇登録・失効農薬情報を更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
- ◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
- [7] 食品安全衛生関係
- ◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
- [8] 環境安全関係
- ◇排出粒子数 (PN: Particle Number) の基準を導入します~道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一



部改正について~〈国土交通省〉

[9] 調査、公募、意見募集等

[公募、意見募集等] 2件 [公募結果、意見募集結果] 2件

- [10] その他省庁発表 2件
- [11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

[開催案内] 7件 [開催記録、報告、資料等] 1件

[12] その他 2件

[付録]

◇模倣品に関するトラブルにご注意! -令和4年10月から水際取締りが強化されました - 〈国民生活センター〉

[1] <u>化学物質関係事故、事件関係</u>

◇石膏製品の加工工場で火事 従業員た50人が避難 けが人なし 消火活動中 姫路市

<TBS NEWS 2022年10月12日> https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/176650?display=1

兵庫県姫路市の工場で火事があり、現在も消火活動が続いています。けが人は確認されていないということです。

12日午後0時45分ごろ、兵庫県姫路市の石膏製品の加工などを行う工場で、工場の関係者の男性から「機械の移設工事中に付近から火が出た」と消防に通報がありました。

警察などによりますと、工場にいた従業員50人は既に避難していて、現時点でけが人などは出ていないということです。

火は午後1時20分過ぎにほぼ消し止められたということですが、まだ煙などはあがっていて、消火活動は続いています。

現場のすぐ東側にはJR播但線が走っていて、周囲には住宅街もあります。

◇自動車整備工場で火災 約10台 車燃える 三重・鈴鹿市

<中京テレビ 2022 年 10 月 11 日> https://news.ntv.co.jp/nnn/94nsejetdi4ys2eshx

11日未明、三重県鈴鹿市にある自動車整備工場で火災があり、約10台の車が燃えました。けが人はいませんでした。

警察と消防によりますと、11 日午前 1 時すぎ、鈴鹿市にある自動車整備工場「RSM GARAGE」で、「工場の車が燃えている。爆発音が聞こえる」などと、近隣の住人から 119 番通報がありました。

消防車9台がかけつけ、消火活動が行われ、約2時間後、火は消し止められました。

工場内にあった約10台の車両が燃えたということですが、周辺の建物への延焼はなく、逃げ遅れや、けが人はこれまでのところ確認されていません。

警察などは出火原因を詳しく調べる方針です。

◇その他の事故、事件

· 食中毒事件一覧速報

令和4年(2022年)食中毒発生事例(速報)

<厚生労働省 2022年9月30日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/04.html 病因物質が化学物質とされた食中毒の事例 1 件が含まれる。

・本学学生の水難事故について

<沖縄科学技術大学院大学(OIST) 2022 年 10 月 11 日>

https://www.oist.jp/ja/news-center/news/2022/10/11/37682

この度、本学の学生が亡くなったとの報せを受け、本学一同、深い悲しみに包まれております。

10月9日(日)、沖縄県恩納村のアポガマと呼ばれる海岸で、同地を訪れていたご両親と一緒に泳いでいた本学学生が亡くなりました。

この計報に接し、ご家族、ご友人、同僚の皆様に対し、心よりお悔やみ申し上げます。0IST では、カウンセリングを受けることができるがんじゅうサービス、保健センターを通じて、学生をはじめとする学内のメンバーのために、日本語と英語による無料のカウンセリング、専門家紹介、情報提供を行っています。

本学は、この度の事故を深刻に受け止め、水難事故の再発防止に努めてまいります。これまでも、那覇海上保安部と共同で海難事故防止に関する講話を行ったり、海洋安全教室、その他の関連情報を学内で提供してきています。

また、今回の事故でご尽力いただいた近隣の海水浴客、那覇海上保安部、金武地区消防衛生組合消防署等の皆様に心より御礼申し上げます。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・模倣品に関するトラブルにご注意!

一令和4年10月から水際取締りが強化されました一

<国民生活センター 2022 年 10 月 12 日> https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221012 1.html

----> 末尾 [付録]

・トイレに隠しカメラ設置、知人女性盗撮の京都大生に執行猶予判決 京都地裁「手口巧妙、刑事責任軽くない」〈京都新聞 2022年10月13日> https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/898531

自宅や居酒屋などのトイレに隠しカメラを設置し、知人女性らを盗撮したなどとして、京都府迷惑行為防止条例違反(盗撮)や私事性的画像記録の提供被害防止法違反(公然陳列)などの罪に問われた京都大3年の男(22)=神戸市=の判決公判が13日、京都地裁であった。村川主和裁判官は、「手口が巧妙で手慣れている」などとして、懲役2年6月、執行猶予5年(求刑懲役2年6月)を言い渡した。

判決などによると、男は昨年2月~今年2月、自宅マンションや居酒屋、岐阜県のキャンプ場のトイレなどで、 知人女性12人を盗撮。 うち1人の画像をツイッターに公開するなどした。

判決理由で村川裁判官は、男が植木鉢やごみ袋などに小型カメラを隠していたことや、盗撮画像をインターネット上に投稿していたことを挙げ、「被害者の尊厳を侵害する程度が大きく、刑事責任は軽くない」と非難した。 一方で、男が反省し、被害者7人と示談が成立したことなどから、執行猶予が相当とした。

・触るな危険…アカカミアリ、港で200匹見つかる

<共同通信 2022年10月13日> https://373news.com/_news/storyid/164348/

鹿児島県は12日、志布志市の志布志港国際コンテナターミナルで、国指定特定外来生物の毒アリ「アカカミアリ」が見つかったと発表した。県内では初確認。刺されると激しい痛みで水疱(すいほう)状に腫れることがあり、県は素手で触らないよう注意を呼びかけている。

県によると、環境省が全国で定期的に行うヒアリ調査で見つかった。コンテナ置き場に設置したトラップに約200匹いたという。女王アリはおらず、被害も確認されていない。

体長は3~5ミリ程度。体は赤褐色で頭が黒いのが特徴。ヒアリに比べて毒は弱いとされる。原産地は米国から中米で、国内では硫黄島(東京)に定着。輸入コンテナとともに侵入するケースが多く、国内各地で発見例がある。

コンテナターミナルは一般の人が立ち入れない区域。発見を受けて、県はコンテナ出荷時にアリの有無を確認 し、見つけたら駆除するよう港湾事業者に連絡した。今後も発見場所周辺の調査を続ける。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について(1310報)(東京電力福島原子力発電所事故関連)

<厚生労働省 2022年10月13日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28347.html

1 自治体の検査結果

小樽市、宮城県、山形県、埼玉県、東京都、文京区、横浜市、新潟県、山梨県、静岡県、京都府、大阪府、大阪市、堺市、香川県

※ 基準値超過 2件

No. 40 宮城県

マツタケ (Cs : 230 Bq / kg)

(Cs : 110 Bq / kg)

No. 232 静岡県 キノボリイグチ

3 国立医薬品食品衛生研究所における検査

※ 基準値超過 1件

No. 4 山形県 コウタケ

(Cs : 1500 Bq / kg)

[原子力施設全般]

・川内原発 1・2 号機、40 年超え運転延長申請 首相方針表明後初めて

<朝日新聞 2022年10月12日> https://www.asahi.com/articles/ASQBD6JMCQBDULBH00J.html

九州電力は12日、2024~25年に運転開始から40年を迎える川内原発1、2号機(鹿児島県)について、20年間の運転延長を原子力規制委員会に申請した。岸田文雄首相が8月に原則40年最長60年の運転期間の延長を検討する方針を示して以降、初の申請となる。

川内原発では1号機が24年7月、2号機が25年11月に運転開始から40年を迎える。昨年10月以降、運転延長に向けて設備の劣化などを調べる特別点検に入っていた。12日に会見した九電東京支社の浜田寛副支社長は、原子炉容器の傷を超音波で見つける検査などをした結果、異常は見つからなかったと説明した。

東京電力福島第一原発事故後の法改正で、原発の運転期間は原則 40 年となり、規制委が認めれば最長 20 年延長できる。これまでに認められたのは、関西電力の高浜原発 1、2 号機と美浜原発 3 号機(いずれも福井県)、日本原子力発電東海第二原発(茨城県)の4基。うち美浜 3 号機が昨年 6 月に再稼働した。

また、運転開始から37年が経つ高浜原発3、4号機(福井県)は、運転延長に向けた特別点検を進めている。 経済産業省は、電力の安定供給などを理由に運転期間を延ばせるようにする法改正を検討している。

・伊方原発事故に備え訓練、愛媛 住民ら約2万人参加

<共同通信 2022 年 10 月 12 日> https://nordot.app/952786787828973568?c=39546741839462401

愛媛県は12日、四国電力伊方原発(同県伊方町)の事故に備えた防災訓練を実施した。住民や関係機関の計約2万人が参加。震度6強の地震が発生し、原発から放射性物質が放出されたとの想定で、情報共有や住民避難の手順を確認した。

内閣府や広島、山口、徳島、香川、高知、大分各県が参加。愛媛県は訓練として災害対策本部を設置し、中村時広知事が「国や他県、自衛隊と連携し住民の避難に万全を期す」と県庁で述べた。

伊方町では、県などがドローンを飛ばして上空から被災状況を確認する訓練を実施。さらに、消防防災ヘリコプターとの衝突を防ぐため、ドローンを退避させる実証実験も行った。

[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

- ・新型コロナウイルス感染症(変異株)の患者等の発生について(検疫)
- <厚生労働省 2022年10月13日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28575.html
- ・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について(令和4年10月13日版)
- <厚生労働省 2022年10月13日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28572.html
- ・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について(検疫)
- <厚生労働省 2022年10月13日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28569.html
- · Latest "11 things you need to know NOW about COVID-19" has been updated.
- <厚生労働省 2022年10月13日> https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/11thingstoknow.html
- We just released October version of "11 things you need to know NOW about COVID-19"
- <厚生労働省 2022年10月13日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00079.html

◇国内で4万6386人コロナ感染 1週間前と比べ5千人余り増

<共同通信 2022 年 10 月 12 日 > https://nordot.app/952888977323409408?c=39546741839462401

国内で 12 日、新たに 4 万 6386 人の新型コロナウイルス感染者が確認された。1 週間前と比べ、5 千人余り増えた。都道府県別では東京 4790 人、北海道 4023 人、大阪 3436 人など。死者は埼玉、大阪、兵庫、福岡でそれぞれ 6 人など計 77 人だった。

厚生労働省によると、重症者は前日から3人減って135人だった。 過去に公表された感染者について、福井や愛媛などで追加があった。

◇コロナ下で体力低下傾向 広い世代、運動機会減少か

<共同通信 2022 年 10 月 12 日 > https://nordot.app/952849579412766720?c=39546741839462401

スポーツ庁は12日、2021年度の体力・運動能力調査の結果を公表した。体力テストの結果を点数化した合計 点が、小学生から高齢者までの幅広い年齢層で、新型コロナウイルス感染拡大前の19年度と比べて低下している 傾向が出た。外出や運動機会の減少が影響した可能性がある。

調査に協力した内藤久士順天堂大教授(運動生理学)は、持久力を測る項目で成績が落ちたとして「(コロナ下で)体を動かす機会が減った影響ではないか」と説明。ただ、結果全体は「さまざまな要因が絡み、新型コロナが理由とは言い切れない」と話した。

調査は21年5~10月、6~79歳の男女約4万8千人に実施。

2021年度体力・運動能力調査の 主な年齢層の合計点

	男性	女 性
7歳(小2)	37.97 (0.13 \)	38.41 (0.191)
13歳(中2)	44.66 (0.41 \)	51.76 (1.69 ↓)
16歳(高2)	54.07 (1.39 \)	53.88 (0.61 1)
25~29歳	41.04 (0.29 1)	39.13 (0.35 1)
35~39歳	36.91 (0.29 \)	35.55 (0.21 \)
45~49歳	33.31 (0.75 ↓)	32.79 (0.29 1)
55~59歳	28.90 (0.50 1)	29.87 (0.03 1)
65~69歳	40.76 (1.684)	41.34 (0.91 1)
75~79歳	34.91 (0.84 1)	35.33 (1.44 4)

※単位は点。()内は19年度からの増減

[対策・予防]

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンのオミクロン株対応2価ワクチン(ファイザー社)の説明書を更新しました。

<厚生労働省 2022年10月13日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html

・ファイザー社のオミクロン株対応2価ワクチンに関する情報を更新しました

<厚生労働省 2022 年 10 月 13 日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_pfizer_bivalent.html

・予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第147号)

[官報] 令和4年10月13日 本紙 第836号 2~4頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221013/20221013h00836/20221013h008360002f.html

○厚生労働省令第147号

予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十一条、附則第七条第一項及び同条第二項の規定により適用する同法第七条の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和4年10月13日

厚生労働大臣 加藤 勝信

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

(予防接種法施行規則の一部改正)

第一条 予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号) の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

附 則

第十七条 法附則第七条第一項に規定する厚生労働省 令で定めるワクチンは、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)及び組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチンとする。

第十八条の二 (略)

- 2 (略)
- 3 予防接種証明書の交付は、第一項の予防接種を行った者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。) と当該予防接種証明書を求める者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。この場合において、当該予防接種証明書には、前項の規定にかかわらず、日本語又は英語により次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 (略)
 - 二 接種回数

三~六 (略)

附則

第十七条 法附則第七条第一項に規定する厚生労働省 令で定めるワクチンは、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)、コロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)及び組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチンとする。

改正前

第十八条の二 (略)

2 (略)

3 予防接種証明書の交付は、第一項の予防接種を行った者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。 以下この項において同じ。) と当該予防接種証明 書を求める者の使用に係る電子計算機とを電気通信 回線で接続した電子情報処理組織を使用してするこ とができる。この場合において、当該予防接種証明 書には、前項の規定にかかわらず、日本語又は英語 により次に掲げる事項を記載するものとする。

一 (略)

(新設)

二~五 (略)

(予防接種実施規則の一部改正)

第二条 予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

附 則

(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例)

第六条 法附則第七条第二項の規定により法(第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する場合における法第七条に規定する厚生労働省令で定める者は、第六条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一~四 (略)

(削る)

五 (略)

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種) 第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の 初回接種(次項、次条及び附則第十条において「初 回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの 方法により行うものとする。

一•二 (略)

(削る)

<u>三・四</u> (略)

2 (略)

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種)

- 第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の 第一期追加接種(次項、次条及び附則第十条におい て「第一期追加接種」という。)は、次の各号に掲げ るいずれかの方法により行うものとする。
 - 一•二 (略)
 - 三 <u>前条第一項第三号</u>に掲げるワクチンを初回接種 の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注 射するものとし、接種量は、○・ニミリリットル とする方法
 - 四 <u>前条第一項第四号</u>に掲げるワクチンを初回接種 の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注 射するものとし、接種量は、○・五ミリリットル

改正前

附 則

(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例)

第六条 法附則第七条第二項の規定により法(第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する場合における法第七条に規定する厚生労働省令で定める者は、第六条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一~四 (略)

五 コロナウイルス (SARS—CoV—2) ワク チン (遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター) を使用する場合にあっては、新型コロナウイルス 感染症に係る予防接種を受けた後に血栓症 (血栓 塞栓症を含む。) (血小板減少症を伴うものに限 る。) を発症したことがある者及び毛細血管漏出症 候群の既往歴のあることが明らかな者

六 (略)

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種) 第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の 初回接種(次項、次条及び附則第十条において「初 回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの 方法により行うものとする。

一•二 (略)

三 コロナウイルス (SARS—CoV—2) ワク チン (遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター) を二十七日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射 するものとし、接種量は、毎回○・五ミリリット ルとする方法

<u>四・五</u> (略)

2 (略)

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種)

- 第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の 第一期追加接種(次項、次条及び附則第十条におい て「第一期追加接種」という。)は、次の各号に掲げ るいずれかの方法により行うものとする。
 - 一•二 (略)
 - 三 <u>前条第一項第四号</u>に掲げるワクチンを初回接種 の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注 射するものとし、接種量は、○・ニミリリットル とする方法
 - 四 <u>前条第一項第五号</u>に掲げるワクチンを初回接種 の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注 射するものとし、接種量は、○・五ミリリットル

とする方法

2 (略)

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年 秋開始接種)

- 第十条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の 令和四年秋開始接種(次項において「令和四年秋開 始接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの 方法により行うものとする。
 - 一 (略)
 - 二 コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS—CoV—2) (令和四年一月二十一日 に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの (附則第七条第一項第三号に掲げるものを除く。) であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。) を初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、○・三ミリリットルとする方法

2 (略)

とする方法

2 (略)

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年 秋開始接種)

- 第十条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の 令和四年秋開始接種(次項において「令和四年秋開 始接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの 方法により行うものとする。
 - 一 (略)
 - 二 コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS—CoV—2) (令和四年一月二十一日 に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの (附則第七条第一項第四号に掲げるものを除く。) であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むものに限る。) を初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、○・三ミリリットルとする方法

2 (略)

第三条 予防接種実施規則の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

附則

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種)

第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の 初回接種(次項、次条及び附則第十条において「初 回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの 方法により行うものとする。

一~四 (略)

五 二・二ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和四年十月五日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものに限る。)を十八日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、五十五日以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射した後、五十五日以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回○・二ミリリットルとする方法

2 (略)

改 正 前

附則

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種) 第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の 初回接種(次項、次条及び附則第十条において「初 回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの 方法により行うものとする。

一~四 (略)

(新設)

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和四年十月二十四日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の目前に第二条の規定による改正前の予防接種実施規則附則第七条第一項第三号に規定する 方法により行われた新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二 年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたも のに限る。)であるものに限る。以下この項において同じ。 に係る予防接種については、第二条の規定による 改正後の予防接種実施規則附則第七条第一項の規定にかかわらず、同項各号に規定する方法により行われた新 型コロナウイルス感染症に係る予防接種とみなす。

・1~2回目接種は年内に 従来型ワクチン供給終了へ

<共同通信 2022年10月13日> https://nordot.app/952911611575549952

厚生労働省は12日に開いた新型コロナウイルスワクチンの自治体向け説明会で、1~2回目の接種を希望する12歳以上の住民に対し、年内に接種を終えるよう呼びかけることを求めた。2回目までの接種に使える従来型のワクチンの供給が年内で終了する予定のため。今後も使われるオミクロン株対応の新ワクチンは、従来型を少なくとも2回打った人にだけ接種できる。

従来型ワクチンは中国・武漢で当初流行したウイルスに合わせた製品で、ファイザー、モデルナ、ノババックスのものが使われてきたが、厚労省によると、いずれも年内で供給が終わる。

◇発熱外来、高齢者や小学生以下などに限定 同時流行備え政府呼びかけ

<朝日新聞 2022年10月12日> https://www.asahi.com/articles/ASQBD6G52QBDUTFL01F.html

今冬の季節性インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行を想定し、政府は12日、発熱外来が逼迫(ひっぱく)しないよう、高齢者や小学生以下の子どもなどに限定して受診を呼びかける方針を固めた。中学生から64歳の基礎疾患のない人にはコロナの抗原検査キットで自主検査するよう促し、陽性なら自宅療養してもらう。重症化リスクの高い人の医療体制を確保するねらいがある。

政府は同日、厚生労働省の非公開の専門家組織の会合で対策案を示した。13日に正式に公表する見通し。

厚労省幹部によると、対策案では、重症化リスクの高い人には、発熱したら従来通り発熱外来やかかりつけ医の受診を促す。高齢者、小学生以下の子ども、基礎疾患のある中学生から64歳などを想定する。

中学生から 64 歳については基礎疾患がなければ検査キットで自主検査してもらう。陽性なら第 7 波で全都道府県に設置した「健康フォローアップセンター」に登録したうえで自宅療養を促す。

コロナが陰性でも、インフルやほかの病気を疑って医師の診療を希望する場合は、発熱外来ではない一般医療 機関をオンラインや電話で受診。抗インフル薬「タミフル」の処方を受けて自宅に配送する現状の仕組みを活用 してもらうこともできる。政府は一般医療機関に、対面診療も含めてコロナ陰性の患者をできるだけ診るよう協 力を求める方針だ。

◇マスコミ報道 見出し

・米、改良ワクチン5歳以上に BA・5対応

<共同通信 2022年10月13日> https://nordot.app/953030647264329728?c=39546741839462401

[3] <u>物品の消毒・殺菌を目的とする消毒剤たる医薬部外品の製造販売承認申請の取扱いについて</u>(令和4年 10月4日薬生薬審発 1004 第2号)

<厚生労働省 2022年10月6日>

https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221006I0020.pdf

薬生薬審発 1004 第 2 号 令和 4 年 1 0 月 4 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

物品の消毒・殺菌を目的とする消毒剤たる医薬部外品

ACSES = ュースレター_ 2 3 9 6_20221014

の製造販売承認申請の取扱いについて

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第2条第2項及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第二項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬部外品」(平成21年厚生労働省告示第25号。以下「告示」という)において、医薬部外品の範囲を示しているところですが、現在、当該範囲に物品の消毒・殺菌を目的としたものは含まれていません。

新型コロナウイルス感染症等の予防には手指消毒のほか、人が手で触れる物品等の消毒も重要であり、物品等の消毒・殺菌を目的とした消毒剤たる医薬部外品は国民の保健衛生の向上を図るためにも非常に有益なものと考えられます。

今後、下記の場合においては医薬部外品として製造販売承認申請することを可能としたため、御了知のうえ、 貴管下関係業者に対し周知徹底方よろしく御配慮お願いします。

なお、本取扱いは新型コロナウイルス感染症に鑑みた臨時的・特例的な対応であり、他の製品群において、この取扱いを踏襲するものではないことに御留意ください。

記

- 1. 対象品とする品目について
- (1) 効能・効果において、物品(哺乳瓶、乳首、器具、食器等)、室内、浴室等の消毒・殺菌を謳(うた)った 一般用医薬品に配合実績のある有効成分を配合していること。
- (2) 医薬部外品として製造販売承認申請(以下「承認申請」という。) する際の有効成分の配合量は、令和 4 年 10 月 4 日時点で、一般用医薬品に配合されている有効成分の最低濃度より低い濃度(承認申請する医薬部外品が希釈して用いる用法の場合は、希釈して用いる用法の一般用医薬品において承認されている有効成分の最低濃度より低い濃度) とすること。また、使用時の濃度(希釈して用いる場合は希釈時濃度)は、一般用医薬品において承認されている有効成分の最低濃度を超えないこととし、その濃度において有効性を示すこと。
- (3) 医薬部外品として相応しい貯蔵方法及び有効期間を設定し、一定の流通期間中の品質の安定性を示すことができること。
- (4) 医薬部外品として承認申請する際の効能・効果は、「家具・器具・物品等の消毒・殺菌」、「哺乳びん・乳首の消毒・殺菌」、「調理器具、食器の消毒・殺菌」、「室内の消毒・殺菌」又は「浴室・便所の消毒・殺菌」の 範囲内とし、用法・用量及び剤形は一般用医薬品で承認を受けている範囲内とすること。
- (5) 医療に用いられる器具等の消毒・殺菌を目的としたものではないこと。
- 2. 製造販売承認申請について
- (1) 物品の消毒・殺菌を目的とした消毒剤たる医薬部外品の承認申請にあっては、平成26年11月21日付薬食審査発1121第15号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知(以下「15号課長通知」という。)のとおりとし、この場合において当該通知中の「殺虫剤」は「殺虫剤等」と読み替えること。なお、申請手数料は「防除用医薬部外品」区分として取り扱うこと。
- (2) 既承認防除用医薬部外品の有効成分として含有されていない成分を有効成分として含有する場合には、申請区分は15号課長通知の別表「殺虫剤に係る申請区分」に記載している「殺虫剤(医薬部外品)(1)」とすること。
- (3) 承認申請に際し必要とされる資料の範囲については、平成26年11月21日付薬食審査発1121第12号厚生 労働省医薬食品局審査管理課長通知の別表1-(2)に定める資料に準じた資料を添付すること。
- (4) 承認申請は厚生労働大臣宛てとし、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出すること。
- (5) 当該申請にあたっては、申請書の備考欄に「令和4年10月4日付薬生薬審発1004第2号「物品の消毒・ 殺菌を目的とする消毒剤たる医薬部外品の製造販売承認申請の取扱いについて」による申請」と記載するこ と。
- 3. その他留意事項について

今後、告示において、本通知の対象となる医薬部外品を新たに追加する予定であること。また、承認実績に基づく知見が蓄積され、一律の基準を示すことができる状況となった場合は、製造販売承認基準の策定を行い、申請区分についても見直しを行う予定であること。物品の消毒・殺菌を目的とした消毒剤で、上記1.に該当

しない品目については、これまでどおり医薬品として承認申請を行うこと。

[4] *GHS*

◇国連 GHS 文書 改訂第 9 版 (2021 年) を掲載しました。

<経済産業省 2022 年 10 月 4 日>

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_text.html

◇官民連携 GHS 分類情報収集プロジェクト及び受付サイト

<製品評価技術基盤機構(NITE) 2022 年 10 月 4 日 >

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_govpro.html

官民連携 GHS 分類情報収集プロジェクトにおいて、過去に GHS 分類が実施された対象物質の情報提供受け付けを開始しました。

官民連携 GHS 分類情報収集プロジェクトでは、「政府による GHS 分類」で 危険有害性が不明な化学物質を減らすべく、民間からも広く情報を募集し、GHS 分類に役立てる官民連携事業を試行しています。

過去に GHS 分類が実施された対象物質について提供可能な情報(試験報告書あるいは査読付き論文)をお持ちでしたら、ぜひご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

※情報の受付期間:令和4年(2022年)10月から12月中旬まで受付予定

○政府による GHS 分類事業で過去に GHS 分類が実施された対象物質

→ https://www.nite.go.jp/chem/ghs/files/list_all.xlsx

[5] *健康安全*

◇保険証、24年秋にマイナンバーカードと一体化 政府発表

<日経新聞 2022年10月13日> https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UA1304R0T11C22A0000000/河野太郎デジタル相は13日の記者会見で、現行の健康保険証を2024年秋をメドに廃止すると発表した。マイナンバーカードと一体にした「マイナ保険証」に切り替える。医療分野のデジタル化を急ぎ、マイナンバー制度の利便性を高める。

24 年度末としてきたマイナンバーカードと運転免許証の一体化の時期についても前倒しする考えを示した。 岸田文雄首相はこれに先立ち、首相官邸で河野氏、加藤勝信厚生労働相、寺田稔総務相と会談し、関係閣僚で協力するよう指示した。

首相はマイナ保険証について「細部にわたりきめ細かく環境を整備する必要がある」と指摘した。各閣僚には「医療を受ける国民、医療を提供する医療機関関係者などの理解が得られるよう丁寧に取り組んでいく必要がある」と伝えた。

マイナ保険証を使えば、利用者は個人向けの専用サイトで診療履歴や薬の使用歴などを簡単に確認できるようになる。医療機関での診察券の提示も不要だ。転職や引っ越しをしても保険証として使い続けることができる。 患者の同意があれば医療機関同士でこうした情報を共有し、より適切な医療を受けやすくなる。

河野氏は記者会見で「デジタル社会へ様々な基盤整備をするなかで、マイナンバーカードはその入り口を開くパスポートのようなものだ。様々なシーンで使われていくために周知もしっかりやっていきたい」と述べた。

従来はマイナ保険証への切り替えを義務にしても、個別に申請すれば現行の保険証を交付できる仕組みを想定していた。デジタル庁の担当者は13日、「保険証の廃止は『原則』という断りなく実施する」と明言した。

ほぼ全ての医療機関・薬局に23年4月から読み取り機の設置といったマイナ保険証への対応を義務づける。いまは2カ月ほど要する場合がある紛失時の再発行までの期間短縮や、申請可能な場所の拡充といった対策もあわせて進める。

河野氏は「乳幼児などの類型の人たちにどう使ってもらうかは今後詰めていかなければいけない」と語った。マイナ保険証の運用は21年10月に本格的に始まった。マイナンバーカードを保険証として利用する登録手続きをすれば、保険証の情報がマイナンバーとひも付く。

ACSES = ュースレター_ 2 3 9 6_20221014

政府はこれまで24年度をメドに従来型の健康保険証とマイナ保険証のどちらを使うか健康保険組合などに選択させる予定だった。マイナ保険証の原則義務化は国民への普及や医療機関での体制が整うのを待つとして具体的な期限を区切っていなかった。

今回の一連の措置には9月末時点の交付率が49%にとどまっているマイナンバーカードを一気に普及させる狙いがある。政府は22年度末までにほぼすべての国民へのカード交付を目指している。

◇大企業健保の負担増検討、厚労省 65~74歳医療費で法改正へ

<共同通信 2022年10月12日> https://nordot.app/952858722834300928?c=39546741839462401

65~74歳(前期高齢者)の医療費を巡り、給与水準の高い大企業の社員らが加入する健康保険組合の負担を増やす方向で厚生労働省が検討していることが12日、分かった。健保組合によっては保険料引き上げにつながる一方、給与水準の低い健保組合や、中小企業の社員らが入る協会けんぽは負担が軽くなる。

支払い能力に応じた支え合いの仕組みを強め、健保の財政的な格差を是正する狙い。厚労省は年内に審議会で 結論を得て、来年の通常国会に関連法改正案の提出を目指す。ただ、既に高齢者医療費の負担で健保組合の財政 は悪化しており、経済界から反発が出そうだ。

◇環境疫学研究による PM2.5 と妊娠糖尿病との関連性についての知見

[6] 農薬

◇登録・失効農薬情報を更新しました。

<農林水産消費安全技術センター(FAMIC) 2022年10月3日> http://www.acis.famic.go.jp/toroku/

<農林水産消費安全技術センター(FAMIC) 2022年10月4日> http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

[7] 食品安全衛生関係

◇食品安全関係情報を更新しました

(最新3週間(令和4年9月3日~令和4年9月22日)の海外情報はこちらから)

<内閣府食品安全委員会 2022年10月6日>

 $http://www. fsc. go. jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=\&from=struct\&from_year=2022\&from_month=9\&from_day=3\&to=struct\&to_year=2022\&to_month=9\&to_day=22\&max=100$

[8] *環境安全関係*

◇排出粒子数 (PN:Particle Number) の基準を導入します

~道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について~

<国土交通省 2022年10月7日>

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000271.html

軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に関する国際規則の改正が合意され、自動車から排出される粒子状物質について、粒子数 (PN: Particle Number) の基準が追加されたことから、国内の保安基準に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム (WP29) において、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則(第154号)」の改正が合意され、自動車から排出される粒子状物質について、粒子数 (PN: Particle Number) の基準が追加されたこと等を踏まえ、我が国においても、改正された協定規則を保安基準に反

[◇]農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。なお、この世界統一排出ガス測定法は、我が国が議論を主導し平成26年3月に成立したものです。

1. 主な改正項目(詳細は別紙参照)

- (1)ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する車両総重量 3.5 トン以下の自動車及び軽油を燃料とする車両総重量 3.5 トン以下の自動車について、粒子数の基準を適用する(※)。
- (※)中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第14次答申(令和2年8月))において、大気環境保全対策として、粒子状物質について、粒子数の基準を新たに導入することが適当であるとされたことを踏まえたものです。
- (2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車に備えられた電動パーキングブレーキについて、意図しない発進を防ぐため自動作動要件を追加する。
- (3)貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トン以下のものの前方視界について、広い視野を確保するべく乗用車等(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満の自動車)と同じ要件を適用する。(4)車両総重量 3.5 トンを超える自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のものを除く)のうち、電気自動車、電気式プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車について、今後の普及を見据えて、燃料消費率、電

2. 公布・施行

公 布 : 令和4年(2022年)10月7日 施 行 : 令和4年(2022年)10月8日

力消費率を適切に評価するための測定法を定める。

添付資料

報道発表資料

https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001516219.pdf

別紙

https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001516220.pdf

参考1

https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001516221.pdf

参考 2

https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001516222.pdf

[9] 調査、公募、意見募集等

[公募、意見募集等]

◇ 「モントリオール議定書附属書に掲げる物質の輸入の確認について」等の一部改正案に対する意見募集について

<経済産業省 2022 年 10 月 4 日>

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595222068&Mode=0

◇食品表示基準の一部改正案に関する意見募集について

<消費者庁 2022 年 10 月 13 日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/030517/

食品表示基準の一部改正案

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080068&Mode=0

[公募結果、意見募集結果]

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等に対する意見募集の結果について

<経済産業省 2022 年 10 月 6 日>

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595122058&Mode=1

◇ 令和4年度世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)の新規採択拠点を決定しました

ACSES = ュースレター_ 2 3 9 6_20221014

<文部科学省 2022 年 10 月 13 日> https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01136.html 世界トップレベル研究拠点プログラム (WPI※) について、令和 4 年度採択の 3 拠点を決定しましたので、お知らせいたします。

*WPI: World Premier International Research Center Initiative

(別添1) 令和4年度世界トップレベル研究拠点プログラム 採択拠点一覧

https://www.mext.go.jp/content/20221013-mxt_kiso-000025301_.pdf

[10] *その他省庁発表*

◇<u>種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する</u> 件(農林水産省告示第 1587 号)

[官報] 令和4年10月13日 本紙 第836号 7~8頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221013/20221013h00836/20221013h008360007f.html

◇出願公表後に名称変更がなされた件(農林水産省告示第 1588 号)

「官報」 令和 4 年 10 月 13 日 本紙 第 836 号 8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221013/20221013h00836/20221013h008360008f.html

[11] 関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等

[開催案内]

・火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会(令和4年度第2回)の開催について <総務省消防庁 2022年10月7日>

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/info/items/221007_kiho_1.pdf

- (1)「火災危険性を有するおそれのある物質」への対応(案)について
- (2)「消防活動阻害性を有するおそれのある物質」への対応(案)について
- (3) その他
- ・第2回化学物質管理に係る専門家検討会 資料 10月14日

<厚生労働省 2022年10月13日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28539.html

- (1) ばく露が濃度基準値を下回ることを確認するための測定方法の考え方
- (2) 作業環境測定(個人サンプリング法)の対象物質の拡大の検討
- (3) その他
- ・食品安全委員会 農薬第四専門調査会(第20回)の開催について 10月20日

<内閣府 2022年10月13日>

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai4_senmon_20.html

- (1) 対象外物質(シンナムアルデヒド)の食品健康影響評価について
- (2) その他
- ・食品安全委員会 遺伝子組換え食品等専門調査会(第229回)の開催について 10月24日
 <内閣府 2022年10月13日> http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_229.html
- (1)遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価について
- JPAo009 株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ
- ・JPAo010 株を利用して生産されたポリフェノールオキシダーゼ
- (2) その他
- ・食品安全委員会 遺伝子組換え食品等専門調査会(第228回)の開催について 10月24日
- <内閣府 2022年10月13日> http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi annai 228.html
- (1)遺伝子組換え食品等の安全性評価基準改正の検討について
- (2) その他
- ・食品安全委員会(第876回)の開催について 10月18日

<内閣府 2022年10月13日> http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai876.html

- (1) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
 - 「Corynebacterium glutamicum により生産された塩酸 L-ヒスチジンを有効成分とする飼料添加物」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(対象外物質)「ヒスチジン」に係る食品健康影響評価について
- (3) その他
- ・<u>中央環境審議会地球環境部会・総合政策部会炭素中立型経済社会変革小委員会(第8回)の開催について</u> 10月20日

<環境省 2022年10月13日> https://www.env.go.jp/press/press_00684.html

- 1. 有識者等からのヒアリング
- 2. その他

[開催記録、報告、資料等]

・化学物質管理に係る専門家検討会

<厚生労働省 2022年10月13日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27563.html

- (1) ばく露が濃度基準値を下回ることを確認するための測定方法の考え方
- (2) 作業環境測定(個人サンプリング法)の対象物質の拡大の検討
- (3) その他

[12] *その他*

・東大39位、京大68位に後退 英誌、世界大学ランキング発表

<共同通信 2022 年 10 月 12 日> https://nordot.app/952751400863809536?c=39546741839462401

【ロンドン共同】英教育誌タイムズ・ハイヤー・エデュケーション(THE)は12日、今年の世界大学ランキングを発表した。日本勢で最高順位となった東京大は前年の35位から39位に、2番手の京都大も61位から68位に順位を下げた。全体では英オックスフォード大が7年連続でトップの座を保持した。

THE は今回、104の国・地域の1799大学を対象に、研究内容や国際性などの5分野を総合的に評価した。東京大、京都大の順位下落については取材に対し、いずれも学習環境の評判や大学出版物の学者による引用回数などの分野で評価を落としたのが原因だと説明した。

世界大学ランキング オックスフォード大 英国 2 ハーバード大 米国 ケンブリッジ大 英国 スタンフォード大 米国 マサチューセッツ工科大 米国 : 清華大 中国 北京大 中国 シンガポール国立大 シンガポール 東京大 日本 京都大 日本

(英教育誌 THEまとめ)

・東工大と東京医科歯科大が大学統合へ

<共同通信 2022 年 10 月 13 日 > https://nordot.app/953161134928838656?c=39546741839462401

統合に向けて協議している東京工業大と東京医科歯科大が、運営法人だけでなく、大学そのものを統合する方針を固めたことが13日、関係者への取材で分かった。14日にも公表する。

[付録]

◇模倣品に関するトラブルにご注意!

一令和4年10月から水際取締りが強化されました一

上記[1] 関係

<国民生活センター 2022 年 10 月 12 日 > https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221012_1.html 令和 4 年 10 月 1 日に改正商標法、意匠法、関税法が施行され、海外の事業者から日本に模倣品(商標権または意匠権を侵害するもの)が送付された場合は、個人使用の場合でも、税関で没収の対象となりました。

インターネットでの模倣品の購入トラブルは引き続き見られます。 詐欺的な販売サイトから模倣品を購入しないよう、注文する前にサイトの情報をよく確認しましょう。

模倣品取締り強化のポイント

インターネット通販で購入され、海外の事業者から郵送等により国内に送付された商品が模倣品であり、それが税関において発見された場合は、没収され、消費者の手元には届きません。

税関において知的財産を侵害する疑いのある模倣品を発見した場合、認定手続が開始され、消費者には、税関から「認定手続開始通知書」が届きます。最終的に、知的財産を侵害する物品に該当すると認定された場合は、その模倣品は没収されます。

図. 模倣品取締り強化でどう変わる?

令和4年9月30日まで

もし「模倣品」であっても 個人使用目的なら受取可能



- 個人使用目的の模倣品(商標権又は意匠 権を侵害するもの)は、税関による没収の 対象外。
- 海外から送付された商品が、税関で商標権 又は意匠権を侵害する疑いがあると判断 された場合、消費者に認定手続開始通知 書が送付される。
- 個人使用目的であると主張し、それが税関 に認められれば、輸入が許可され、商品 を受け取ることができる。

令和4年10月1日から

「模倣品」であれば 個人使用目的でも受け取れない



- 個人使用目的であっても、海外事業者から郵送 等により送付される模倣品は税関による没収の 対象に。
- 海外から送付された商品が、税関で商標権又は意匠権を侵害する疑いがあると判断された場合、消費者に認定手続開始通知書が送付される。
- 個人使用目的であると主張しても、その商品が 海外の事業者から購入したものであれば、税関 に没収され、受け取ることができない。
- 令和4年9月30日までは、もし「模倣品」であっても個人使用目的なら受取可能でした。
- これは個人使用目的の模倣品(商標権又は意匠権を侵害するもの)は、税関による没収の対象外であったためです。
- 令和4年9月30日までは、海外から送付された商品が、税関で商標権又は意匠権を侵害する疑いがあると判断され、消費者に認定手続開始通知書が送付されても、個人使用目的であると主張し、それが税関に認められれば、輸入が許可され、商品を受け取ることができました。
- 令和4年10月1日からは、「模倣品」であれば個人使用目的でも受け取れなくなります。
- これは個人使用目的であっても、海外事業者から郵送等により送付される模倣品は税関による没収の対象になったためです。
- 令和4年10月1日以降も海外から送付された商品が、税関で商標権又は意匠権を侵害する疑いがあると判断された場合、消費者に認定手続開始通知書が送付されますが、個人使用目的であると主張しても、その商品が

海外の事業者から購入したものであれば、税関に没収され、受け取ることができません。

模倣品取締り強化及び模倣品トラブルに関するホームページ

税関ホームページ

模倣品の水際取締り強化! (財務省関税局)

https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/d_010/index.html

よくあるご質問(財務省関税局)

https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/d_010/20221001faq.pdf

特許庁ホームページ

・ 海外からの模倣品流入への規制強化について (特許庁)

https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/kisei.html

国民生活センター越境消費者センター(CCJ)

• 相談事例 模倣品の海外インターネット通販に関する相談

https://www.ccj.kokusen.go.jp/jri_sysi?page=mhuhn

悪質な海外通販サイトのトラブル対応

https://www.ccj.kokusen.go.jp/aksht_kikk

• 海外サイト・海外旅行でのショッピングでトラブルにあわないために

https://www.ccj.kokusen.go.jp/kimn_trbr_kih

模倣品のトラブルを避けるためのチェックポイント

- サイトのURLの表記が、ブランドの正式な英語表記と少しだけ異なる。
- 日本語の字体、文章表現が不自然。
- ブランド、メーカー品で価格が通常より安い。
- 市場では希少なものがこのサイトでは入手可能となっている。
- 事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない。嘘の情報が記載されている。
- 海外の電話番号の国番号が住所地と異なる。
- 事業者の名称、住所、代表者名などをインターネットで検索すると、他のサイトでも同一の内容が表示されている。
- 問い合わせ先のメールアドレスがフリーメール。
- 問い合わせ電話番号が通じない。
- キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない。
- 支払方法が銀行振込に限定されている(クレジットカードの利用ができるとサイトに表示されていても、後から銀行振込を指定される場合もある)。